

令和5年7月14日からの大雨被害に対する支援について

令和5年8月
秋田県農業公社

被災された受け手農家を対象に、令和5年度分の賃借料の支払を猶予します！！

毎年の支払期日は10月25日又は11月20日ですが、希望する場合は、**令和6年3月1日**とします。**申込は9月11日まで！**

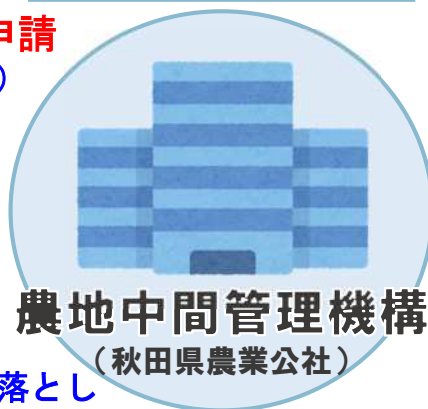
受け手農家

- 機構から借りた農地が冠水し減収が確実
- 機構から借りた農地は無事だが、その他の農地や家屋が甚大な被害を受けた

賃借料の支払猶予を申請
(令和5年9月11日まで)
※市町村を経由して申請

賃借料の徴収を猶予
共済金等受領後の
令和6年3月1日に引き落とし

中間管理機構



農地中間管理機構
(秋田県農業公社)



出し手農家

出し手へは契約どおりに
賃借料を支払う
(支払日は、11月15日
又は12月10日)

- 機構からは、予定通りに賃借料が支払われるため、受け手が支払猶予申請をしたとしても入金の流れはない

賃借料の支払期日を延ばす
ことができるのか・・・！

まずは、ご相談ください！

ご安心ください！
支払期日に契約額を
振り込みます。

それはよかった！

■ 受け手農家の方へ

- R5 賃借料の支払猶予ができます！
- このほか、R5 年度分の賃借料の支払方法等の相談にもきめ細かく対応します！

■ 出し手農家の方へ

- 賃借料は、支払期日に契約どおりの金額が振り込まれます！



受け手農家



出し手農家